

# それいゆ

いなぎの女性情報誌



## 特集

- 稲城市職員意識調査(抜粋)
- 女と男のフォーラムいなぎ2002報告
- DV防止法
- 改正育児・介護休業法

vol. 13  
2002

# DV防止法が施行されました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が4月より全部施行されます。

この法律は、配偶者からの暴力を対象とし、被害者の安全確保とDV防止のための法的なしくみを定めています。

## ■主な内容

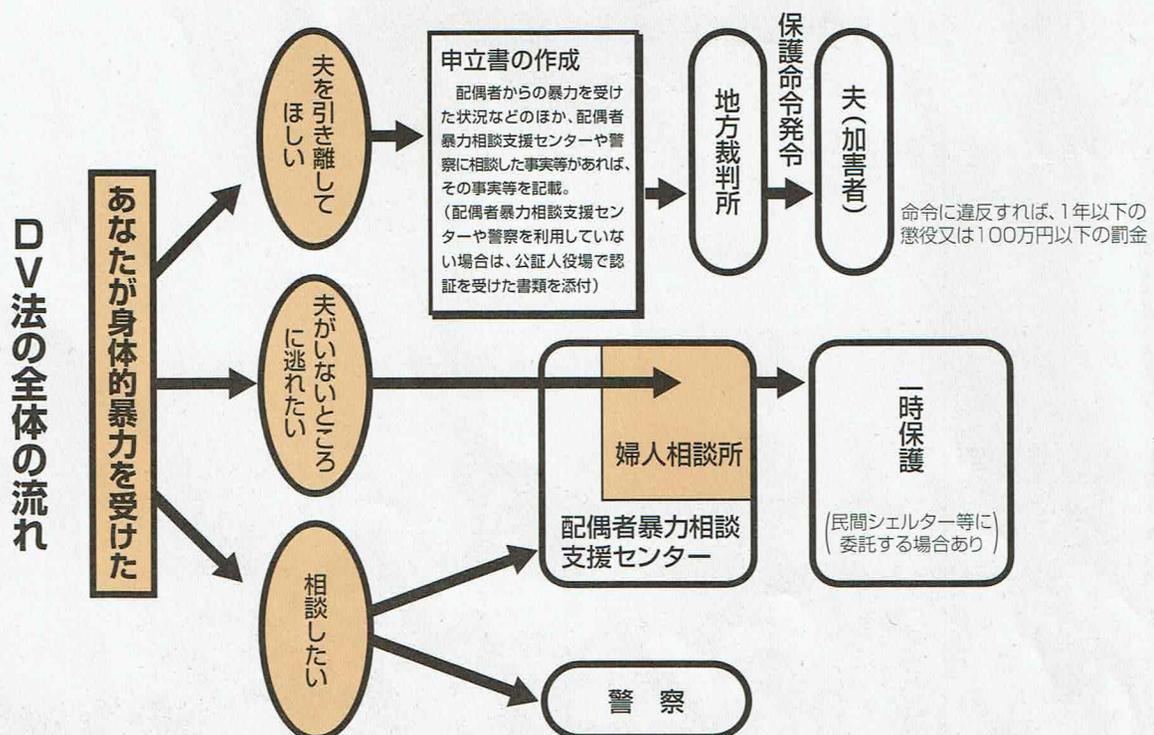
**対象** 配偶者（事実婚含む）

**支援施設設置** 配偶者暴力相談支援センター（都道府県）において、相談・一時保護・情報提供などを行う。

**保護命令** 被害者の生命に危害のおそれがあるときに、地方裁判所に申し立てを行い、加害者に対し「接近禁止命令（6ヶ月）」や「退去命令（2週間）」を命じることができる。

**罰則** 保護命令違反は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

**被害者の保護** 配偶者からの暴力の通報を受けた警察等は、被害者の保護や被害の防止のために必要な措置を講ずるようつとめなければならない。また、被害者を発見した医師や医療関係者等は、支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。



ひとりで解決できないことも  
あります。  
まず相談してください。

## いなぎ女性の悩み相談

電話相談・面接相談

**378-2111 (内543)**

稲城市協働推進課女性青少年係  
第1・3水曜10時～16時  
前日までに予約してください。

それいゆキーワード

**リ・プ・ロ?!**

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康、権利)

女性が自分のからだのことは、自分で決定する権利のことです。あたりまえのことですが、女性がいつ何人子どもを産むか産まないかを決めたり、安全で満足な妊娠・出産をして、健康に生活したりすることをいいます。

1994年にカイロで開かれた国際人口・開発会議で提唱され、95年の北京女性会議の行動綱領でも確認されました。

## 「男女平等に関する稲城市職員の意識調査」結果報告

### 1、調査の目的

男女共同参画社会を実現するためには、施策の実施にあたる職員は、すべての職員が男女平等意識を持って、職務を遂行することが重要です。

そこで、稲城市職員の男女平等に関する意識と実態を明らかにするとともに、今後の施策推進のための基礎資料とするために本調査を実施しました。

### 2、対象者・時期など

稲城市職員 837人

平成13年7月

### 3、調査項目

- ①男女平等意識
- ②個人の生活実態・意識
- ③職業に関わる意識
- ④職場・職域としてのモデル
- ⑤職務遂行上の意識・取り組み
- ⑥男女平等推進施策
- ⑦フェイスシート

以上の分野に関する38問

### 4、回収結果

回収数は547 回収率65.4%

# 「男女平等に関する稲城市職員の意識調査」結果報告【概要】

## 1. 男女平等意識

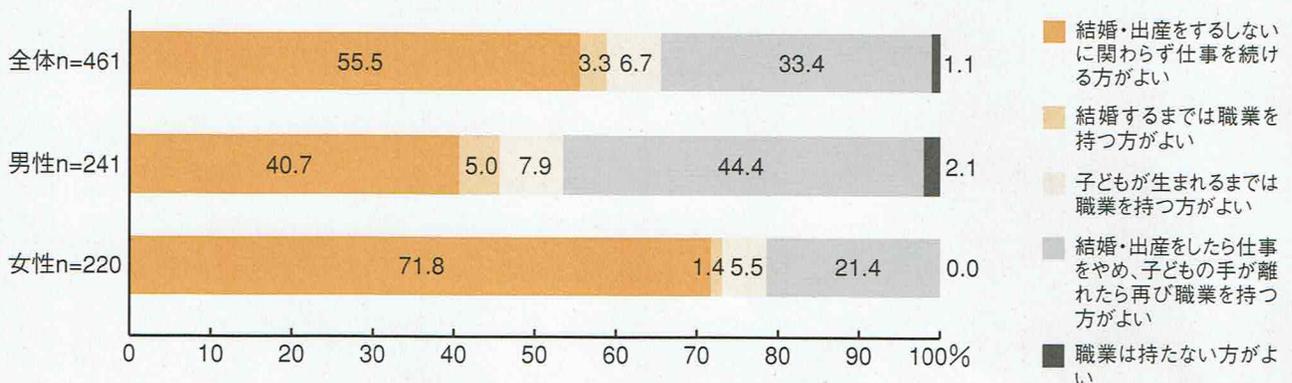
### ■男女の地位の現状について

「家庭生活」、「労働の場」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・習慣等」の各項目のいずれも、男性の方が優遇されていると感じる人が多いこと、特に「政治」と「法律・制度」の2項目で男女間の平等意識に大きな差が見られる。

### ■女性の働き方についての意識

女性のおよそ7割という多数が結婚・出産に関わらず仕事を継続することを望んでいるのに、男性では4割にとどまり、むしろ子育てが一段落するまでは女性は仕事から離れて欲しいと考える男性も多い。

**問** あなたは、一般的にいて女性が職業を持つことについて、どう思いますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。



## 2. 個人の生活実態・意識

### ■夫と妻の家事への参加度

家事への関わりについては、男女ともほぼ全項目について女性が主体となっていると感じている。育児や介護については、ある程度男性の協力が得られていると感じる女性が他の項目に比べて多かった。

## 3. 職業に関わる意識

### ■就労上の悩み・不安

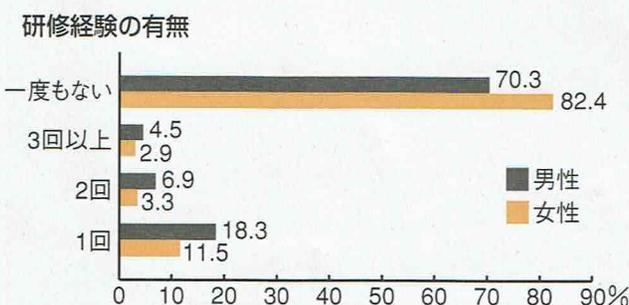
女性は「休暇」「勤務時間」への不満に加え、「育児」に対する悩みが多い。男性は、「休暇」「勤務時間」と「仕事の内容」「自分の健康」を悩みとしてあげている。

## 4. 職場・職域としてのモデル

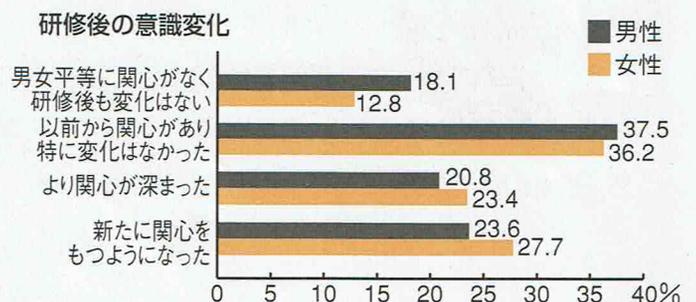
### ■男女平等研修の経験

研修の経験がある人は、男女合わせても全体の4分の1程度である。研修の種類としては独自研修が最も多く、参加したことで男女平等への関心が生まれたり、より深まるといった効果がある程度得られている。

**問** あなたはこれまでに、男女平等に関する研修を何回くらい受けましたか。



**問** 研修を受けたことで、男女平等についてのあなたの意識に変化はありましたか。1つ選んでください。



## 5. 職務遂行上の意識・取り組み

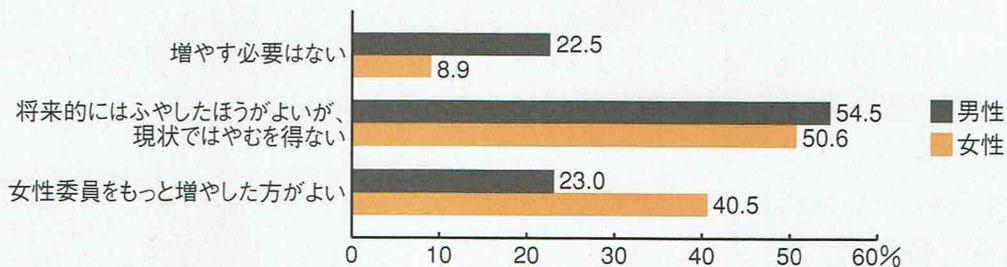
### ■審議会等における女性の割合について

市の審議会等の全委員数に占める女性の割合が35.1%であることについて、男女とも現状について「やむを得ない」と考える人が半数もしくはそれ以上に及んでいる。

それ以外の割合でみると、男性では「増やす必要はない」と「もっと増やしたほうがよい」がほぼ二分する。一方、女性では40.5%の人が「もっと増やしたほうがよい」と答えた。

#### 問

平成13年3月31日現在で、市には、審議会（行政委員会・付属機関・その他審議会など）が、およそ44あります。全委員数に占める女性の割合は35.1%です。このことについて、あなたはどのように思いますか。1つ選んでください。



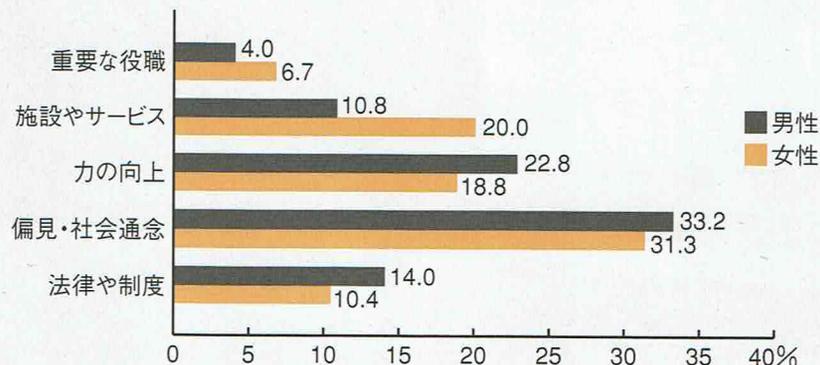
## 6. 男女平等推進施策

### ■男女平等推進に必要なこと

全体として偏見や慣習を改めることの重要性を指摘している。女性では、女性の社会参加を支援する施設やサービスの充実を求める意見が多いのに対して、男性は女性自身の努力の必要性を指摘する意見が認められた。職場においては、特に女性において、「仕事の内容などに性差をつけない」「家族的責任に対する制度の充実」といった制度の面での推進が強く望まれている。

#### 問

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思われるものはなんですか。次の中から1つだけ選んでください。



以上の意識調査についての詳細は、「第IV期稲城市女性行動計画推進協議会活動報告書」をご覧ください。

(市役所1階行政情報コーナー・市立図書館・文化センターにて閲覧できます。)

# 女と男のフォーラムいなぎ2002報告

テーマ

## 「私にだけまかせないでパートⅡ 性域なき構造改革！女も男も・仕事も・家庭も」

2月24日(日)稲城市城山文化センターにて「女と男のフォーラムいなぎ2002」を市民実行委員会の運営で開催しました。

恵泉女学院大学・大学院教授の大日向雅美さんをお迎えし、「女も男も、仕事も・家庭も・地域にも」関わっていくことの大切さや、女性・男性が置かれてきている状況をわかりやすくお話いただきました。

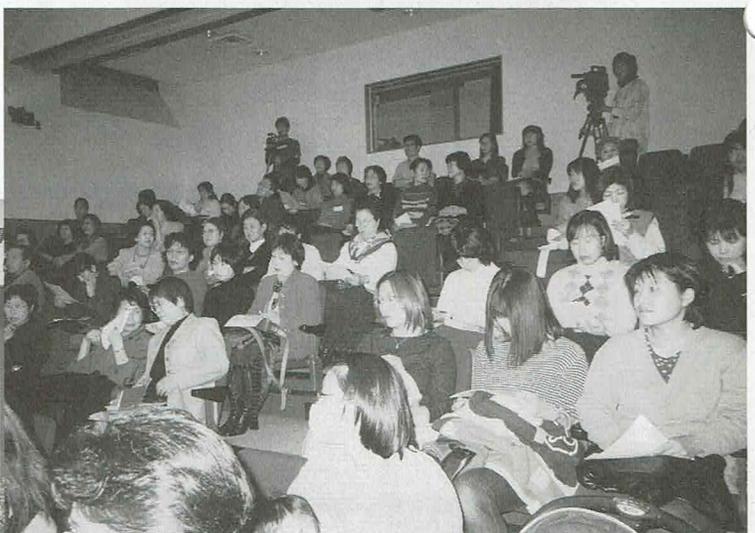
このフォーラムの記録集をご希望の方に差し上げます。



素敵な歌声を聴かせてくださいました  
声楽家 池田恵子さん(市内在住)



講師の大日向雅美さん



講演の様子

# 改正育児・介護休業法のポイント

仕事と家庭の両立支援対策を充実するために育児・介護休業法が改正され、平成14年4月1日から施行されます。(一部施行済み)

以下が内容の概要です。

## 1. 不利益取扱いの禁止

- 育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他の不利益な取扱いは禁止されます。

## 2. 時間外労働の制限

- 小学校就学前の子の養育又は要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、1ヶ月当たり24時間、1年当たり150時間を越える時間外労働の免除を請求できます。

## 3. 勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ

- 1歳未満から3歳未満へ

## 4. 子の看護のための休暇の措置

- 事業主は、小学校就学前の子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければなりません。

## 5. 労働者の配置に関する配慮

- 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その育児又は介護の状況に配慮しなければなりません。

## 6. 職業家庭両立推進者の選任

- 事業主は、職業家庭両立推進者を選任するよう努めなければなりません。

## 7. 国等による支援措置

- 国は、労働者の仕事と家庭両立についての意識啓発等を行います。

事 項	改 正 後	改 正 前
育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱い	解雇その他不利益な取扱いを禁止	解雇を禁止
育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限	1か月24時間、1年150時間を越える時間外労働を制限	規定なし
勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ	義務…3歳未満の子 努力義務…3歳以上小学校就学前まで	義務…1歳未満の子 努力義務…1歳以上小学校就学前まで
子の看護のための休暇の措置	努力義務	規定なし
育児又は家族介護を行う労働者の配置	転勤に際して育児や介護の状況に配慮すべき義務	規定なし
職業家庭両立推進者	選任について努力義務	規定なし
仕事と家庭の両立についての意識啓発	国による支援措置	規定なし

\*育児・介護休業法は、全ての制度について、男女労働者が対象となっています。

# おすすめビデオ 貸出していますご利用ください

DVドメスティック・バイオレンスをもっと知りたい、理解したい・・・

## 「根絶!夫からの暴力 あなたは悩んでいませんか?」

〔27分 内閣府男女共同参画局2001〕

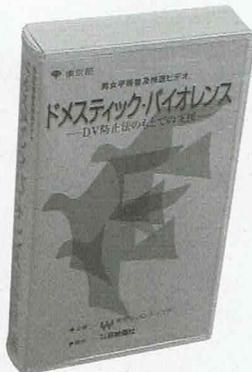
法律の内容をドラマ形式によりわかりやすく解説したものです。



## 「ドメスティック・バイオレンス DV防止法のもとでの支援」

〔38分 東京ウィメンズプラザ2002〕

DVとはいったい何なのか、そして被害から逃れるためにはどうしたらいいのか、新しい法のもとに具体的に考えるためのビデオです。



セクハラ防止の研修用に・・・

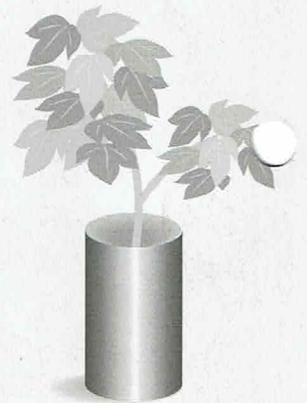
## 「ストップ職場の セクシャルハラスメント」 管理職編 (27分) 従業員編 (25分)

〔(財)21世紀職業財団〕

管理職編：セクシャルハラスメントを防止し、いきいきと働ける職場にするために管理職としてどのような点に留意し、取り組んでいけばよいのかを考えます。

従業員編：従業員ひとりひとりが日頃からどのような点に気をつけたらよいのか、対応について考えます。

ご希望の方は協働推進課までどうぞ。



## それいゆ Vol.13

平成14年3月29日 発行

編集発行／稲城市企画部協働推進課女性青少年係

稲城市東長沼2111

TEL 042-378-2111

誌名の『それいゆ』は、雑誌「青鞥」の創刊の辞として有名な「元祖、女性は太陽であった」の太陽の意味です。やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換えました。市民からの公募で命名された愛称です。